附則第五条の二第十三項の表第二十四条第一項の項を次のように改める。

第二十四条第一項	又は医療	若しくは医療
	図るため	図るため、又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）若しくは国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく年金たる給付（厚生年金保険法に基づく年金たる保険給付にあっては、政府が支給するものに限る。）の受給権者若しくは労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく年金たる給付の受給権者の生活の安定に資するため
	掲げる業務	掲げる業務並びに附則第五条の二第一項に規定する業務及び同条第二項各号に定める業務

附則第五条の二第十三項の表第二十四条第一項の項の次に次のように加える。

第二十四条第二項	前項	前項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

附則第五条の二第十三項の表第二十五条第一項及び第二十七条第一号の項、第二十九条の項及び第三十二条の項を次のように改める。

第二十五条第一項	第十四条第一項	第十四条第一項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	金融機関（第二十一条第二項	金融機関その他政令で定める法人（第二十一条第二項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	金融機関を	金融機関その他政令で定める法人を
	第三十一条	第三十一条（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十五条第二項	前項	前項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十五条第三項	第一項	第一項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

附則第五条の二第十三項の表に次のように加える。

第二十七条第一号	第十四条第一項	第十四条第一項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第十七条第一項	第十七条第一項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第二十条	第二十条（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十七条第三号	第十六条第一項	第十六条第一項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第三十一条	第二十五条第一項	第二十五条第一項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）
	同項	第二十五条第一項

附則第五条の二第十三項を同条第十七項とし、同条第十二項中「前項」を「第十三項」に、「又は承継教育資金貸付けあっせん勘定を」を「を廃止したとき又は前項の規定により労災年金担保債権管理回収勘定を」に、「承継教育資金貸付けあっせん勘定に」を「労災年金担保債権管理回収勘定に」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十一項中「又は承継教育資金貸付けあっせん業務」を削り、「ときは、それぞれ」を「ときは、」に改め、「又は承継教育資金貸付けあっせん勘定」を削り、「それぞれの」を「その」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の二項を加える。

14　機構は、年金担保債権管理回収業務を終えたときは、年金担保債権管理回収勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、その廃止の際年金担保債権管理回収勘定に属する資産及び負債を年金特別会計に帰属させるものとする。ただし、令和二年改正法第二十八条の規定による改正前の第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを受けていた者が死亡し、その相続人から担保に供された厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく年金たる給付の支払を受けた金銭をもって当該担保に係る貸付金の弁済に充当した後の残余の金銭の支払の請求があった場合におけるその支払に係る資産及び負債は、政令で定めるところにより、承継債権管理回収勘定に帰属させるものとする。

15　機構は、労災年金担保債権管理回収業務を終えたときは、労災年金担保債権管理回収勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、その廃止の際労災年金担保債権管理回収勘定に属する資産及び負債を労働保険特別会計に帰属させるものとする。

附則第五条の二第十項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6　機構は、令和二年改正法第二十八条の規定の施行の際同条の規定による改正前の第十五条第四号に掲げる業務に係る勘定に属する資産及び負債を年金担保債権管理回収勘定に帰属させるものとする。

7　機構は、令和二年改正法第二十八条の規定の施行の際同条の規定による改正前の第十五条第五号に掲げる業務に係る勘定に属する資産及び負債を労災年金担保債権管理回収勘定に帰属させるものとする。

附則第五条の三第三項中「第三十三条第二号」を「第三十二条第二号」に改める。

附則第五条の五第一項中「及び第二項並びに」を「から第三項まで及び」に改め、同条第三項中「第三十三条第二号」を「第三十二条第二号」に改める。

（健康保険法の一部改正）

第二十九条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「所定の」を「定めた」に改め、同号ロ中「者」の下に「であって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの」を加え、同項第九号中「ニまで」を「ハまで」に改め、同号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、同条第三項第一号ト中「とさつ」を「と殺」に改め、同号に次のように加える。

レ　弁護士、公認会計士その他政令で定める者が法令の規定に基づき行うこととされている法律又は会計に係る業務を行う事業

第三条第八項第一号中「所定の」を「定めた」に改め、同号ロ中「者」の下に「であって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの」を加える。

附則第五条の四及び第五条の六中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第五条の七中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。